|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　　　（あて先）  　　　　　　　　　埼玉県知事  届出者  （電話番号　　　　　　　　）  　業務規程を定めたので、遊漁船業の適正化に関する法律第11条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 | | | |
|  | 登録番号 |  |  |
|  | 業務規程 |  |  |
|  |  |  |  |